

事業者排出量削減報告書

（宛先） 京都府知事		平成26年6月9日					
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地） 〒108-0014 東京都港区芝5丁目36番7号		氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ジャパン マリンユナイテッド株式会社 代表取締役社長 三島 慎次郎 電話 044-543-2700					
主たる業種	船舶製造・修理業		細分類番号	3	1	3	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー使用の合理化策推進、省エネ機器の導入、省資源及び廃棄物削減・分別回収の推進、公害防止対策の推進により、地球環境保全の認識と環境負荷低減をISO-14001の継続的推進と共に実施し、温室効果ガス排出量の原単位比2%以上の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	省エネルギー推進委員会やISO14001における管理体制を有効に活用し、事業所長の環境理念・環境方針に基づき、計画の推進状況を管理する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量		基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量		9,875.3 トン	9,666.8 トン	8,664.1 トン	8,445.3 トン	-9.6 パーセント
	評価の対象となる排出の量		11,283.3 トン	9,666.8 トン	8,664.1 トン	8,445.3 トン	-20.9 パーセント
実績に対する自己評価		平成25年度の操業度は、昨年比1.7%減であり、これにより、年間のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量実績も減少となった。また、老朽設備の更新、電力使用量の見える化による社員への節電意識の向上に関する取り組みも継続が必要である。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (総労働時間数)×1/10	35.40	36.42	39.25	38.90	7.88 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		修理船舶の大幅減少により操業時数が減少したものの、工場や岸壁の維持電力、顧客への供給電力、品質に関する厳しい要求による関連設備の稼働増加等で、全体としてエネルギー使用量の減少率は総労働時間の減少率に及ばなかった。					
重点的に実施する取組の実施状況			基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考
			29.0 パーセント	47.0 パーセント	64.0 パーセント	71.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度		老朽変圧器の更新、老朽コンデンサの更新、コンデンサ室内の電力用コンデンサ更新				
	(24)年度		老朽変圧器の更新、老朽コンデンサの更新、大型重油ボイラーの廃止				
	(25)年度		老朽変圧器の更新				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容		特に実施なし。				
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価		-				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分		第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	府内産の木材の利用によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	舞鶴市が実施するクリーンキャンペーン等、環境保全活動へ参加している。						
特記事項	特になし。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。